

## 第1回沖縄県教育委員会会議（定例会）

1 日時 平成27年1月21日 15時07分～16時12分

2 場所 県庁13階第1・第2会議室

3 出席者

委員	宮城 委員 富川 委員 泉川 委員 石嶺 委員 照屋 委員 諸見里 委員（教育長）	（欠席委員）
	統括監等	教育指導統括監、教育管理統括監、参事（2名）
	課長及び 班長等	総務課長、教育支援課長、施設課長、学校人事課長 県立学校教育課長、義務教育課長、保健体育課長、 生涯学習振興課生涯学習推進監、文化財課長
職務のため 出席した者	（事務局） 総務課教育企画監、同課総務班班長、同班主査（2名）、同班主事、同課教育企画班主任指導主事（2名） 学校人事課小中学校人事管理監、同課小中学校人事管理班主幹、同班主査	
4 傍聴した者		
記者8人 / その他1人		

平成27年第1回県教育委員会会議（定例会）

（開会15:00）

富川委員長 職務代理人	<p>みなさんこんにちは。本来ですと宮城委員長がここに座るべきなんですが、実は宮城委員長は平成27年1月14日で任期を全うされております。</p> <p>そのため、新しい委員長が決まるまで職務代理人の私の方で進行するという制度になっているようでありますので、私の方で新委員長が決まるまで進行させていただきたいと思います。</p> <p>本日は平成27年度第1回の教育委員会会議であります。開催の前に前委員長の方から一言ご挨拶を賜りたいと思います。よろしくお願いします。</p>
宮城委員	<p>ただいま富川職務代理から説明がございましたが、先週の1月14日で1年間という任期を終えることが出来ました。昨年は色々と大きな問題がございまして、私も最年少の委員長と新聞には載っていたのですが、人生経験にしましても、沖縄の社会でご活躍されている、委員の皆様より、本当にまだまだ若年である私が委員長を1年間務めさせていただいたんですが、いろいろな課題を、みなさんの専門性と委員の皆様のそれぞれの役割、教育長をはじめ、総務課長、事務局の方々との協力、連携によって解決できたこともいくつかありましたので、安心してございます。</p> <p>委員としてはまだ12月まで任期がございまして、引き続き新委員長はじめ、教育長そして行政のみなさんと協力して12月までの任期を全うさせていただきたいと思います。引き続きよろしくお願いします。</p>
富川委員長 職務代理人	<p>宮城前委員長、どうもご苦労様でした。それでは、議題に入ります前にもう1点、本日の議事日程の決定を行いたいと思います。会期は本日1日とし会議日程についてはお配りの日程案のとおりでお願いしたいんですがよろしいでしょうか。</p>
各委員	（異議なし）
富川委員長 職務代理人	<p>このとおり決定します。では次に、第15回会議録の承認を行いたいと思います。会議録署名人は私になっておりましたが、正確に記載されているということをここで申し上げて、ご承認を賜りたいのですがよろしいでしょうか。</p>
各委員	（異議なし）
富川委員長 職務代理人	<p>それでは承認という形で決定したいと思います。続きまして第16回会議録の承認を行います。照屋委員お願いします。</p>
照屋委員	<p>正確に記載されておりました。</p>
富川委員長 職務代理人	<p>正確に記載されているということでございまして、承認でよろしいでしょうか。</p>
各委員	（異議なし）

富川委員長 職務代理者	ありがとうございました。このとおり決定致します。今回の会議録署名人は、石嶺委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
石嶺委員	はい、了解致しました。
富川委員長 職務代理者	それでは、次に委員長選挙を行います。選挙の手続きについて、事務局からの説明をお願いした後に決めていこうと思います。よろしくお願ひします。
総務課長	<p>委員長の選挙に関しましては、「沖縄県教育委員会会議規則」第2条に記載がございます。同規則の第2条第1項に、「委員長の選挙は会議において無記名の単記投票により」行うとされていますが、同条第2項により、「委員中に異議がないときは指名推薦の方法」によることができることが規定されています。なお、指名推薦の方法により委員長を決定する場合は、「委員全員の同意をもって決定する」ものとされています。</p> <p>平成27年4月1日に施行される、地教行法の改正により、委員長と教育長を一本化した、いわゆる新「教育長」が任命できることとなりますが、改正法の附則に規定されている経過措置により、法律の施行の際、現に在職する教育長については、その任期中に限り従前の例により在職するものとされています。</p> <p>この点につきましては、先週の教育委員勉強会において、諸見里教育長の任期の残り2年間の続投が確認されたところですので、今回選任していただく、教育委員会委員長の任期は、現行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第12条第2項に規定されているとおり、本日から1年間となります。なお、同法律により委員長は再任することも可能とされていますので、念のため申し添えさせていただきます。</p>
富川委員長 職務代理者	ただいまご説明にもありましたとおり、委員長の選任につきましては委員中に異議がないときは指名推薦の方法によることができるとされておりますが、指名推薦の方法により行うことについてご異議ありませんでしょうか。
各委員	(異議なし)
富川委員長 職務代理者	それでは、指名推薦の方法で選出したいと思います。どなたかご推薦がありましたら、お願いします。
宮城委員	泉川委員が適任かと思いますので推薦したいと思ひます。
富川委員長 職務代行者	<p>泉川委員の推薦がありました、他にご意見ございますでしょうか。</p> <p>(しばし間があり)</p> <p>それでは、泉川委員を委員長として決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
富川委員長 職務代理者	全会一致で委員長が決定されましたので、あとは新委員長へバトンタッチしたいと思ひます。

	(富川委員と泉川新委員長が座席を交代)
泉川新委員長 ※以下「委員長」	次の議事は「委員長職務代理者の指定」となっております。手続き等について事務局から説明をお願いします。
総務課長	ご説明させていただきます。委員長職務代理者の指定については、「沖縄県教育委員会会議規則」第3条により、委員長選挙の規定を準用することとなっております。 先ほどご説明させていただいた法改正の関係ですが、委員長職務代理者についても、新制度移行まで在任していただくこととなります。説明は以上となります。よろしくをお願いします。
委員長	委員長職務代理者の指定については、委員長選挙の規定を準用することですが、職務代理者の指定も指名推薦の方法によることとしてよろしいでしょうか。
石嶺委員	提案がございます。職務代理者につきましては、新委員長による指名推薦によることとしてはいかがでしょうか。
委員長	私の指名推薦とのことですが、その方法でよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
委員長	それでは照屋委員に委員長職務代理者をお願いしたいと思います。照屋委員、よろしくをお願いします。
照屋委員	了解いたしました。
委員長	よろしくをお願いします。 それでは、委員長就任に際して一言ごあいさつ申し上げます。 教育委員会の中には役職や経歴等において、立派な方がたくさんいらっしゃる訳ですけれども、委員会を大きく取りまとめる立場としての役割ということで推薦がございましたので、お引き受けしたいと思います。 沖縄県教育委員会はたくさんの課題を持ちながら、これまで歩んできたと思います。一番思い起こされるのは教科書問題でありましたし、それから学力の問題がございました。それらのことについても結果を出しながらこまめ一緒に来たと思います。 本来でありますと、それ以外にもいじめの問題でありますとか、そういったものに対する迅速な対応ということで昨今は教育委員会制度も改正される方向になり、教育委員会の役割が非常に大きくなってきている。そういった法律の改正も踏まえてその時代に則した新しい教育委員会と様変わりをしていかないといけない、いわゆる過渡期にあると思います。 そういった中で非常に責任は重いわけですが、出来ることしか出来ませんので精一杯やらせていただきたいと思います。 委員の協力を得て、1年間の任期ということですから、まず務めて参りま

	<p>すのでよろしくお願ひします。</p> <p>では、照屋職務代理者からも一言お願ひいたします。</p>
照屋委員	<p>みなさまこんにちは。ただいま職務代理者を拝命致しました照屋でございます。まだ未熟な点もありますけれども、泉川新委員長を支え、チーム一丸となって山積した課題に取り組んで参りたいと思います。</p> <p>学校の主役は子供たちです。幼児、児童、生徒が夢と希望を持って学習できる安心安全な学校、また、最善で質の高い学習環境を作るべく、チーム一丸となって職責を果たして参りたいと思いますので1年間よろしくお願ひ致します。</p>
委員長	<p>次に議席の指定を行います。委員の議席は「沖縄県教育委員会会議規則」第8条の規定により、委員長が指定することとなっております。</p> <p>議席番号1番を委員長職務代理者の照屋委員、2番を宮城委員、3番を富川委員、4番を石嶺委員、5番を諸見里教育長の議席にしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>(各委員が指定された議席へと移動)</p>
教育長	<p>委員長、ここですね、今朝の新聞に掲載された件について、緊急の報告がございますので報告させたいと思ひますけど、よろしいですか。</p>
委員長	<p>それでは、報告をお願いします。</p>
学校人事課長	<p>本日、朝刊に「教員が児童をいじめ」という記事が掲載されまして、その件についてご報告させていただきます。</p> <p>現在、情報収集をしているところで、資料提供ができないことをお詫び申し上げます。</p> <p>報道内容は、沖縄本島中部の公立小学校の40代の男性教諭が昨年4月からというような記事になっておりまして、「学校側が教諭によるいじめを認めました」、「問題発覚後、児童は体調を崩して登校できない」といった報道があります。</p> <p>現在、このことについて、出先機関の中頭教育事務所を通して情報収集・事実確認を行っているところでございますが、現在のところ確認できていることが少しございますので報告させていただきます。</p> <p>昨年12月に、親御さんの方から県教育委員会に電話でご相談があったということがございます。それを受けまして、中頭教育事務所を通じて当該市町村教育委員会の方に事実確認と対応を連絡したところでございます。</p> <p>その後には、保護者・学校・市町村教育委員会・法務局等で対応について話し合いが持たれたと聞いております。</p> <p>さらに話し合いの後に、保護者の方から話し合いの内容等について再度ご相談があり、その件について改めて中頭教育事務所を通じて市町村教育委員</p>

	<p>会と対応するように確認したところでございます。</p> <p>そうした流れは把握していますが、その後どのようなことがあったかといったことについて、事実確認・情報収集をしているところでございまして、わかり次第適切に対応してまいりたいと考えています。報告は以上です。</p>
教育長	<p>委員長、私の方からも補足です。当該児童につきまして、本当にいたたまれなく心から心配しているところです。一刻も早い学校や仲間たちへの復帰を祈念しているところです。</p> <p>現在は当該事案について、一つ目に、経緯を時系列にまとめること、二つ目に当該市町村教育委員会及び学校の、この事案や報道内容等についての考え方、それから三つ目が、これまでの対応。四点目に今後の対応等を急いで取りまとめるように指示しているところです。</p> <p>まだ情報収集の段階で、十分なコメントができる状況にないのですけれど、大方の情報から当該教諭が蔑称をつけて呼んでいたり、言葉による暴力や顔に落書きをするなど、相当な問題行為が推測されます。</p> <p>当然教員は児童を守るべき立場であり、あってはならない行為で、誠に遺憾に感じているところです。</p> <p>学校側の対応も初期対応を始め、危機管理体制において問題がなかったのか、その辺も疑問に感じているところです。</p> <p>いずれにせよ、今後情報を掌握してしっかりと対応を検討してまいりたいと思っております。以上です。</p>
委員長	<p>ただいまご報告がございましたけれども、委員の中からもご意見等ございましたらお願いします。</p>
宮城委員	<p>今朝の朝刊を見て、とてもショックを受けました。</p> <p>これから情報収集、事実確認をやっていくということなのですが、この新聞に記載されていることが事実でありましたら、担任の教員という立場で、毎日会う子供に対して、軽い、責任のない行動を取っているということは、恐らく新聞に載っていること以外にも小さなことの積み重ねがあったと思いますので、きちっとこの辺も対応して、事実確認と情報収集を行い、それに合った対応をしていかないといけないと思います。</p>
委員長	<p>他にございますでしょうか。</p>
富川委員	<p>非常に重要な事案だと思いますので、勉強会でも話しましたが、再度委員会でも確認しておきたいと思います。</p> <p>文科省でもいじめの問題については市町村の対応だけでは、ままならないということで、率先していじめに対する指針をやったり、それを基に先日、県の方でもそういうことやったわけですが、やっぱりまたしてもこういうのが出てきます。</p>

	<p>やっぱり現場の子供たち目線に立った対応ができているかどうか、そういうシグナルがあるはずですけど、他の教員や教頭、校長が本当に気づかなかったのか。メディアに書かれていることは確認が必要ですが、もし仮にこれが事実だとすると、ちょっとこれは疑問を持たざるを得ない。</p> <p>それから、もう一点は、一義的には市町村の教育委員会が対応すべきことであるんですが、やっぱり県も積極的にこのことについては対応すべきかと思えます。</p> <p>それから教員の資質の問題ですが、今、休職中という風に聞いておりますが、また再び教育現場に戻るときに、こういう資質を持った教員が軽々に現場に行っているのかという疑問が本当に禁じ得ないと思えます。それでも現場に戻るとするのなら、もう根本的に人権意識というか、再教育をしないといけないと思えます。当然ながら子供の教育というのは将来の人生設計の基本ですから、そこで再び傷がつくとこの人の一生をめちゃくちゃにすることになりますよね。そういう教育の意識というものがちょっと弱いんじゃないかという感じがして、軽々に戻すことなくちゃんと再指導をしてですね、そういうことのないような対応をしていただきたいと思います。</p>
石嶺委員	<p>私からも一言。最も子供たちに寄り添うべき人であり、最も子供たちを守るべき担任教諭がああいう行動をした。なおかつ、それがこういった幼稚性を伴う、いじめ・暴力をしたということについては実に堪えられないと思えます。</p> <p>この感覚、要するにその「子供たちをしっかりと守る」、「子供たちに寄り添う」というこの教員の意識という部分が、学校全体で、どれほど保たれているのかというところもですね、しっかり今回の事実関係の調査においてはやっていただいて、校長以下あるいは校長以下というよりは学校現場が、そういう気持ちで子供たちに接するという部分をもう一度再確認をして、それを当該学校だけじゃなくて、全教員がその意識を新たに持って子供たちと接するという点も、是非しっかりと整理をしていただきたいと思います。以上です。</p>
照屋委員	<p>私からもよろしいですか。新聞記事の報道によりますと、この児童は血が出るほどの自傷行為があったということで、それがすごく児童にとっては本当にストレスが大きかったものだと推測します。また、担任を持つ教師が、このようないじめの行為に走ったということは、他の児童も見てますから、他の児童に対する影響もすごく大きいのではないのかと思えます。そのことに本当に学校長、教頭、また教務主任が気づいてあげて、教師の負担も軽減できるように、一人で抱え込まないような環境作りも学校管理者として必要じゃないかなと思えますので、この辺も強化していただきたいと思います。</p>

	以上です。
委員長	<p>大変ショッキングな出来事で、学校それから市町村教育委員会、県教育委員会のそれぞれが当事者意識をもって迅速な対応を心がけたいと思います。</p> <p>まずは正確な事実をしっかり把握して、対応していきたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>今日は報告ということでしたので、これからの対応を迅速にお願いします。</p> <p>それでは議案審議に入りますが、本日は議案が2件となっております。第2号議案に関しましては、人事案件になってますので、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
委員長	<p>このとおり決定します。</p> <p>それでは、議案第1号「併設型C中高一環教育校(仮称)の校名候補について」を議題にいたします。議案の概要を担当課から説明願います。</p>
総務課長	<p>(議案第1号の説明)</p> <p>・併設型C中高一貫教育校(仮称)の校名候補について</p>
委員長	<p>本議案は、12月の定例会で県立球陽高等学校敷地内に平成28年度から設置する基本方針を決定した中高一貫教育校に関して、県立中学校の校名候補を2つの案から協議し、決定するものとなっております。各委員からご意見、ご質疑等があればお願いいたします。</p>
照屋委員	<p>先に決まった、開邦中学校と同様に、校名検討委員会で1位に上がった球陽中学校でいいのではないかと思います。校名検討委員会の結果を尊重したいと思います。</p>
委員長	<p>他の委員はいかがですか。</p> <p>(しばし間があり)</p> <p>それでは、照屋委員の意見を踏まえ、校名候補については1番の「沖縄県立球陽中学校」としてよろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
委員長	<p>それではこのとおり決定したいと思います。</p> <p>次の議案からは非公開案件となりますので関係者以外はご退出願います。休憩します。</p> <p>(傍聴者退室。以下は非公開部分のため省略します。)</p>